

評価基準

1 技術提案書の提出者を選定するための評価基準

(1) 参加者表明書の評価項目、判断基準、並びに評価ウェイトは表1のとおりとする。

表1 評価基準（選定段階）

評価項目		評価のポイント	配点
参加表明者の経験及び能力	企業の実績	参加表明者が平成26年4月1日から公告日までに完了した同種又は類似業務の実績の内容（ただし、業務評定点が60点以上に限る。）について、下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある 2点 ② 類似業務の実績がある 1点 ③ 上記に該当しない場合は選定しない	2
	成果の確実性	参加表明者が令和4年4月1日から公告日までに完了した業務成績において、発注業務と同じ業種区分（契約金額が100万円以上の業務に限る）のうち、最大5件の平均業務評定点を表2のとおり評価し、配点に乗じた評価とする。設計共同体による場合は、代表構成員の実績を評価対象とする。	5
	成果の確実性	参加表明者が令和4年4月1日から公告日までに完了した業務の優良業務表彰の有無について、下記の順位で評価する。業種区分は問わない。 ① 表彰実績有り 2点 ② 表彰実績なし 0点	2
予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	予定管理技術者の技術者資格等を下記の順位で評価する。 ① 技術士 3点 ② 国土交通省登録技術者資格 2点 ③ R C C M、土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)等 1点 ④ 上記に該当しない場合は選定しない	3
	専門技術力	平成26年4月1日から公告日までに完了した同種又は類似業務の実績の内容（ただし、業務評定点が60点以	4

		上に限る。)について、下記の順位で評価する。 ① 管理技術者として同種業務の実績がある 4 点 ② 管理技術者として類似業務の実績がある 3 点 ③ 担当技術者として同種業務の実績がある 2 点 ④ 担当技術者として類似業務の実績がある 1 点 ⑤ 上記に該当しない場合は選定しない	
	業務執行 技術力	令和2年4月1日から公告日までに完了した業務成績において、発注業務と同じ業種区分（契約金額が100万円以上の業務に限る）の平均業務評定点を表2のとおり評価し、配点に乗じた評価とする。	10
	成果の確実性	令和2年4月1日から公告日までに完了した業務の優良業務表彰の有無について、下記の順位で評価する。 ① 表彰実績有り 3 点 ② 表彰実績なし 0 点	3
	地域精通度	令和2年4月1日から公告日までに完了した業務において、沖縄県内で発注業務と同じ業種区分（契約金額が100万円以上の業務に限る）の実績を評価する。 ① 実績有り 1 点 ② 実績なし 0 点	1
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	以下のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。 ①業務分担構成が不明確または不自然な場合 ②設計共同体による場合に、業務の分担構成が細分化され過ぎている場合、一の分担業務を複数の構成員が実施することとしている場合 ③主たる部分が再委託予定となっている場合	－
合計			30

表2 業務実績の評価

申請件数の平均点					
80点以上	0.6	0.7	0.8	0.9	1.0
75点以上80点未満	0.5	0.6	0.7	0.8	0.9
70点以上75点未満	0.4	0.5	0.6	0.7	0.8
65点以上70点未満	0.3	0.4	0.5	0.6	0.7
60点以上65点未満	0.2	0.3	0.4	0.5	0.6
55点以上60点未満	0.1	0.2	0.3	0.4	0.5
申請件数	1	2	3	4	5

※業務完了が確認できる資料が無い、または業務成績が55点未満若しくは業務成績が確認できる資料が無い場合は申請件数に含めない。

2 技術提案書の提出者を選定等に関する事項

- (1) 参加表明書を提出した者のうち、評価の合計点の高いものから技術提案書の提出者として3者程度を選定する。ただし、同評価の提出者が3者を越えて存在する場合はこの限りではない。
- (2) 参加表明書を提出した者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行う。
- (3) 技術提案書の提出を要請する者として選定された者には、その結果を令和6年11月19日(火)までに通知する予定である。また、選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由を通知する。
- (4) 技術提案書の提出要請を受けなかった者又は参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対してその理由について、書面をもって説明を求めることができる。
 - (ア) 提出期限 令和6年11月26日(火)午後5時まで
 - (イ) 提出先 プロポーザル方式実施説明書による。
 - (ウ) 提出方法 プロポーザル方式実施説明書による。
 - (エ) 受付時間 土曜日、日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで
- (5) 上記(4)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内(閉庁日を除く。)に書面により行う。

3 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 技術提案書の評価項目、判断基準、並びに評価ウェイトは表3のとおりとする。

表3 評価基準（特定段階）

評価項目		評価のポイント	配点
参加表明者の経験及び能力	企業の実績	参加表明者が平成26年4月1日から公告日までに完了した同種又は類似業務の実績の内容（ただし、業務評定点が60点以上に限る。）について、下記の順位で評価する。 ① 同種業務の実績がある 2点 ② 類似業務の実績がある 1点 ③ 上記に該当しない場合は選定しない	2
	成果の確実性	参加表明者が令和4年4月1日から公告日までに完了した業務成績において、発注業務と同じ業種区分（契約金額が100万円以上の業務に限る）のうち、最大5件の平均業務評定点を表2のとおり評価し、配点に乗じた評価とする。設計共同体による場合は、代表構成員の実績を評価対象とする。	5
	成果の確実性	参加表明者が令和4年4月1日から公告日までに完了した業務の優良業務表彰の有無について、下記の順位で評価する。業種区分は問わない。 ① 表彰実績有り 2点 ② 表彰実績なし 0点	2
予定管理技術者の経験及び能力	資格要件	予定管理技術者の技術者資格等を下記の順位で評価する。 ① 技術士 3点 ② 国土交通省登録技術者資格 2点 ③ R C C M、土木学会認定技術者(特別上級、上級、1級)等 1点 ④ 上記に該当しない場合は選定しない	3
	専門技術力	平成26年4月1日から公告日までに完了した同種又は類似業務の実績の内容（ただし、業務評定点が60点以上に限る。）について、下記の順位で評価する。 ① 管理技術者として同種業務の実績がある 4点 ② 管理技術者として類似業務の実績がある 3点 ③ 担当技術者として同種業務の実績がある 2点 ④ 担当技術者として類似業務の実績がある 1点 ⑤ 上記に該当しない場合は選定しない	4

	業務執行 技術力	令和２年４月１日から公告日までに完了した業務成績において、発注業務と同じ業種区分（契約金額が１００万円以上の業務に限る）の平均業務評定点を表２のとおり評価し、配点に乗じた評価とする。			１０
	成果の確 実性	令和２年４月１日から公告日までに完了した業務の優良業務表彰の有無について、下記の順位で評価する。業種区分は問わない。 ① 表彰実績有り ３点 ② 表彰実績なし ０点			３
	地域精通 度	令和２年４月１日から公告日までに完了した業務において、沖縄県内で発注業務と同じ業種区分（契約金額が１００万円以上の業務に限る）の実績を評価する。 ① 実績有り １点 ② 実績なし ０点			１
技術提 案書の 評価	全体	業務の理 解度	目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。	５	２０
		実施手順	業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。	５	
		工程の妥 当性	工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。	５	
		その他	有益な事項、重要事項の指摘がある場合に評価する。	５	
	テーマ	的確性	業務内容、地域特性等の与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。	５	５０
			着目点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高い場合に優位に評価する。	１０	
			事業の重要度を考慮した提案となっている場合に優位に評価する。	５	
		実現性	提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。	１０	２０

		提案内容を裏付ける実績等根拠が明示されている場合に優位に評価する。	10	
		独創性 工学的知見等に基づく新たな提案がある場合に優位に評価する。	10	
参考 見積	業務コストの妥当性	契約上限金額を上回る場合または業務規模と大きく乖離がある場合は特定しない		－
合計				100

4 技術提案書の特定等に関する事項

- (1) 各委員の技術提案書の評価は、各項目を5段階（0.2、0.4、0.6、0.8、1.0）で評価し、それぞれの配点に乗じた点数を合計したものとす。
- (2) 委員の採点の結果、点数の最も低い候補者を順位点「1点」、次点を「2点」、その次を「3点」、以下同じとする。なお、委員の採点が同点の場合は同じ順位点とする。
各委員の順位点を合計した結果、最も高いものを受託候補者とする。
- (3) 各委員の順位点の合計が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
(ア) 「技術提案書の評価」の平均評価点が高い者を上位とする。
(イ) (ア) も同点の場合は、評価項目「テーマ」の平均評価点が高い者を上位とする。
- (4) 通知及び公表する技術提案書の評価は、委員の平均評価点とし、小数第2位まで有効（少数第3位を四捨五入）とする。
- (5) 委員の平均評価点が6.0点に満たない場合は、応募が1者であっても特定しない。
- (6) 技術提案書の特定は、令和6年12月6日(金)までに通知する予定である。また、技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由を通知する。
なお、通知日に変更がある場合には、技術提案書を提出した者に通知する。
- (7) 非特定通知を受けた者は、契約担当者に対してその理由について、次のとおり書面をもって説明を求めることができる。
(ア) 提出期限 令和6年12月13日（金）午後5時まで
(イ) 受付時間 土曜日、日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで
(ウ) 提出先 プロポーザル方式実施説明書による。
(エ) 提出方法 プロポーザル方式実施説明書による。
- (8) 上記(7)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日以内（閉庁日を除く。）に書面により行う。

5 参加表明書及び技術提案書の作成における留意事項

(1) 配置予定技術者の休業期間の取扱いについては以下のとおりとする。

配置予定技術者が、業務実績の評価対象期間に次に掲げる産前産後休業、育児休業並びに介護休業を取得していた場合は、その取得期間（評価対象期間外の休業期間を除く。）と同等の期間を評価対象期間の以前に加えることができる。なお、評価対象期間に複数の休業を取得していた場合は、重複する期間を除いたものを取得期間とする。

評価対象期間の以前に加える休業の取得期間は年単位とし、端数月は切り上げるものとする。（例えば、取得期間が1年6ヶ月の場合、評価対象期間の以前に加える期間は2年となる。）

また、休業の取得期間を証明する資料（事業主が労働者に通知した書面等）を提出すること。

(ア) 産前産後休業 労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定による休業

(イ) 育児休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する休業

(ウ) 介護休業 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第2号に規定する休業